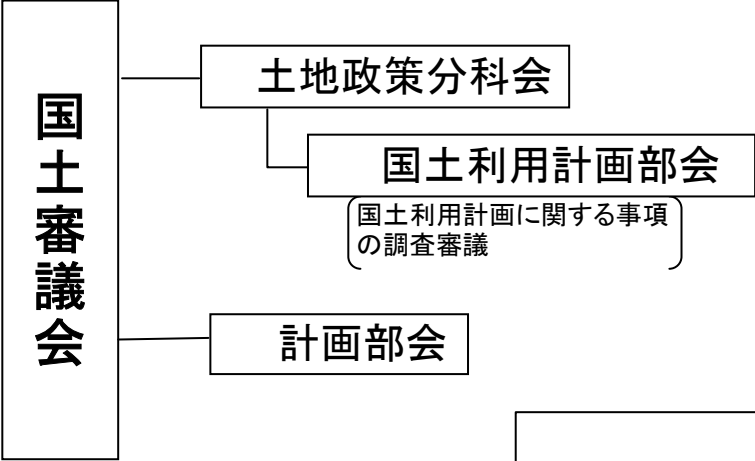


# 土地政策分科会の所掌事項の変更について

## ○ 従 前



・国土形成計画法第六条において、「全国計画は、国土利用計画法第四条の全国の区域について定める国土の利用に関する計画と一体のものとして定めなければならない。」とされているところ。  
そこで、国土審議会計画部会において、両計画を一体審議することとした。

・そのため、国土審議会令の改正（平成17年12月22日施行）により、国土利用計画に関する事項は土地政策分科会の所掌から除外されることとなり、国土審議会の直接の所掌となった。

## ○ 新 規

